

帯広市子育て応援事業所登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次代を担う子ども達の健やかな育成を支援する事業所を子育て応援事業所（以下「応援事業所」）という。）として市が登録し、当該事業所や受けることができるサービス等を広く市民に周知し、もって「子どもを産み育てやすい環境づくり」に資するとともに、「子育てを見守り喜びをともに分かち合うことのできる環境づくり」に事業所が積極的に関わる社会の形成に資するため、応援事業所にかかる必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、個人又は法人が経営する事業所であって、帯広市内に住所を有するものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定義され、同法の適用対象となる業を営む事業所を除くものとする。

3 この要綱において「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定されるものをいう。

4 この要綱において「NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はそれと同等と認められるものをいう。

(対象事業の要件)

第3条 応援事業所の登録の対象となる事業所は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 市税の滞納がないこと（市長が特に認める場合を除く。）。

(2) 次条第1項各号に規定する市民向け子育て支援事業（以下「子育て応援サポーター事業」という。）のいずれかを実施していること。

2 帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱（平成18年7月1日制定）第5条に規定する奨励金の交付を受けようとする事業所は、前項のほか、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 雇用保険適用事業所であること。

(2) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係簿を整備していること。

(3) 次条第2項各号に規定する従業員向け子育て支援事業のいずれかを実施していること。

(子育て支援事業)

第4条 子育て応援サポーター事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 当該事業所の商品の割引販売又は無料サービス等の実施
- (2) 当該事業所での無料又は低価格の託児サービスの実施
- (3) 当該事業所での子育て支援に係る備品、用品の設置又は場所等の提供
- (4) 市又はNPO法人等への子育て支援に係る寄附（ベビーベッド、チャイルドシート、絵本その他の子ども用品又は現金）
- (5) 子ども110番の家としての活動
- (6) 市又はNPO法人等が主催又は共催する市民向け事業への共催、協賛又は後援
- (7) その他前各号に準ずると市長が認めるもの

2 従業員向け子育て支援事業は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 育児休業取得の促進
- (2) 育児休業取得者の職場復帰に際しての時間外労働の縮減
- (3) 育児・介護休業法第24条第1項第3号に規定する3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた必要な措置の実施
- (4) 子育てに関する研修会の開催
- (5) 健康や子育てに係る相談窓口等の設置
- (6) 保育所、幼稚園、学校等の社会的行事への参加に対する有給休暇制度の実施
- (7) 事業所内保育所の設置又は外部への保育の委託提携等の実施
- (8) 給与において、扶養手当以外に子育て負担の軽減を目的とした手当の支給
- (9) ベビーベッド、チャイルドシート、絵本その他の子ども用品の斡旋、仲介等の実施
- (10) その他前各号に準ずると市長が認めるもの

3 第1項第4号及び第6号において、対象とするNPO法人等の取り扱いについては、事前に市長へ協議することを要する。

（登録期間）

第5条 応援事業所の登録期間は、第7条第1項の規定による登録を決定した日からこの事業が終了する日までとする。

（登録申込みの手続）

第6条 応援事業所の登録を受けようとする事業所は、子育て応援事業所登録申込書（別記第1号様式）及び税情報確認承諾書（別記第1号の2様式）を提出し、その審査を受けるものとする。

2 前項の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

（登録の決定）

第7条 市長は、前条の申込書及び税情報確認承諾書を受理した場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該事業所に対し、決定に必要と認められる書類の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により、登録することと決定したときは子育て応援事業所登録通知書（別記第2号様式。以下「登録通知書」という。）により、また、登録しないことと決定したときは子育て応援事業所登録不承認通知書（別記第3号様式）により事業所に通知するものとする。

（決定までの標準事務処理期間）

第8条 市長は、第6条第1項による申込みがあったときは、申込みの日の翌日から起算して20日以内（当該日が閉庁日のときは、翌開庁日）に前条による登録の可否を決定し、通知するものとする。

2 前項の事務処理期間には、前条第1項により事業所に対し求めた書類の提出若しくは提示又は質問に要した期間は含めないものとする。

（市民周知等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により登録の決定をした応援事業所（以下「登録応援事業所」という。）を速やかに広く市民に周知するものとする。

2 前項の周知は、市が発行するリーフレット、広報紙、ホームページ等により行うほか、市長が別に定める子育て応援事業所登録票（以下「子育てO緑隊票」という。）を配布し、事業所がこれを表示することにより行うものとする。

この場合において、登録応援事業所は、登録期間中に限り子育てO緑隊票を電子媒体化し、又は複写等を行い、商品若しくは役務又はそれらの広告若しくは取引に用いる書類その他事業所の社会的地位を高められるものにその表示を付することができる。ただし、表示を付す際には、必ず登録通知書で通知した登録番号を明記しなければならないものとする。

3 登録応援事業所でない者は、この要綱による応援事業所の登録を受けていることの表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（登録の変更）

第10条 登録応援事業所は、登録内容を変更しようとするとき又は事業所の名称や所在地に変更が生じたときは、速やかに子育て応援事業所登録内容変更届（別記第4号様式。以下「変更届」という。）により、市長に届出をするものとする。

（登録の取り消し及び抹消）

第11条 登録応援事業所は、その事業の休止、廃止その他事業所の事情により応援事業所の

登録の取消しを求めるときは、子育て応援事業所登録取消届（別記第 5 号様式）により、市長に届け出をするものとする。

- 2 市長は、登録応援事業所が第 3 条第 1 項各号に掲げる要件を満たさないとき、又は登録の資格に欠けると認められるときは、当該登録応援事業所に対し、期限を設けて当該要件若しくは資格を満たすか、又は前項による届出を行うよう求めるとともに、これに従わないときは、職権により登録を抹消することができる。
- 3 市長は、登録応援事業所が法令等に違反するなど社会的信用を失墜するような不正又は不誠実な行為をし、登録応援事業所として不適当と認められるときは、前項による手続を経ないで職権により登録を抹消することができる。
- 4 市長は、前各項による登録の取り消し又は抹消を決定したときは、子育て応援事業所登録取消通知書（別記第 6 号様式）により当該応援事業所に通知するものとする。

（実績報告等）

第 12 条 登録応援事業所は、当該年度の活動実績を翌年度 5 月末日までに子育て応援事業所実績報告書（別記第 7 号様式）により市長に報告するものとする。また、この際に、併せて登録を継続するか否かの届出を行うものとし、登録を継続しないとした応援事業所については、別記第 5 号様式による届出は要しないものとする。

- 2 市長は、前項により登録を継続しない旨の届出をした登録応援事業所に対して、当該登録を取り消す決定を子育て応援事業所登録取消通知書により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。